

佐々町

確認申請適用除外区域が解除され
平成29年4月1日より

建築確認申請が必要になります！

佐々都市計画区域において指定されている「確認申請適用除外区域」は、平成29年3月31日限りで指定を解除されます。これまで確認申請適用除外区域内では、住宅等の小規模建築物は建築確認申請が不要でしたが、同都市計画区域内において、**平成29年4月1日以降に着工する全ての建築物は、原則、建築確認申請が必要になります。**

なお、建築確認申請以外の建築基準法の適用は、解除の前後で変更はありません。

☆新たに手続きが必要となる建築物とは？

法第6条第1項第四号に該当する建築物です。

例：木造2階建住宅、鉄骨平屋の小規模な倉庫や畜舎

☆確認申請、完了検査手数料は？

100㎡を超えて200㎡以下の場合、

確認申請手数料：20,000円 完了検査手数料：23,000円です。

(県の地方機関の場合。指定確認検査機関に申請する場合は直接お尋ねください。)

☆確認申請除外区域とは？

建築基準法第6条第1項第4号に基づき、小規模建築物の建築確認申請を不要とする区域で、知事が地域の実情により指定します。佐々町においては、昭和39年に指定されました。

☆建築確認申請とは？

建築工事の着手前に、県または指定確認検査機関に対し、建築計画が建築基準法の規定に適合しているかの確認を申請することです。適合している場合には「確認済証」が交付されます。**交付を受けないと、着工することはできません。**

問い合わせ先

長崎県土木部建築課審査指導班：TEL095-894-3093

佐々町建設課：TEL0956-62-2101

長崎県県北振興局建設部建築課：TEL0956-23-1816